

## 3 1 就学支援の充実について

(文部科学省)

### 【内容】

- (1) 高等学校等就学支援金制度について、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、修業年限の制限を緩和すること。
- (2) 私立高校等の生徒への就学支援金について、低所得層に対する補助を拡充するとともに、就学支援金支給に要する事務経費を増額すること。
- (3) 奨学のための給付金制度の対象者を高等学校等就学支援金制度に合わせるなど、事務負担が少なく、分かりやすい制度とすること。なお、奨学のための給付金制度において、国庫補助金の超過負担が生じることのないよう財源の確保を行うこと。  
また、都道府県及び私立学校の財政負担に対し、奨学給付金支給に要する事務経費を交付すること。
- (4) 経済的事情にかかわらず、私立高校生等が学業を継続できるように引き続き支援するため、平成27年度以降も高校生修学支援基金事業を継続するとともに、基金取崩し割合を撤廃すること。また、専修学校高等課程授業料軽減補助金を基金の対象とすること。
- (5) 要保護児童生徒に対する就学援助費並びに特別支援学校及び特別支援学級に就学する児童生徒に対する就学奨励費については、本制度の趣旨にかんがみ、都道府県及び市町村に対して必要額全額が交付されるよう、国庫補助金の所要額の確保を図ること。また、準要保護児童生徒の就学援助に要する経費については、市町村において必要な援助を行えるよう、十分な財源措置を講じること。
- (6) 学校給食施設整備に係る交付金について、衛生管理の徹底などのため、建築単価・基準面積の引き上げや施設改修を交付対象とするなど、充実を図ること。また、学校給食における地場産物の活用促進に要する経費に対する財政措置を講じること。

### (背景)

- 留年した場合は、修業年限の超過により就学支援金の対象から外れる。  
高等学校等就学支援金制度の趣旨は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができることを目的としていることから、真に支援を必要とする者が排除されないように配慮する必要がある。
- 私立高校等の生徒に支給される就学支援金は、公立高校生が負担軽減される額と同額の月額9,900円(年額118,800円)で、保護者の所得によって加算されるが、全国私立高校の平均授業料年額380,234円には及ばず、所得の低い世帯においても、授業料負担が残る状況になっている。

- 平成26年度に新設された奨学のための給付金制度は、県内在住者を対象にするため、県外の学校に進学した生徒の場合、就学支援金制度と申請先が異なり、保護者等の居住している県への申請となる。  
また、交付決定が翌年3月に行われ、それまでの間、財源の保障がない状況で給付金を支給することになっている。
- 経済的に就学が困難な者が、平成20年度に比べ増加した人数分の授業料減免事業は、全額が高校生修学支援基金から充当されるが、対象期間は平成26年度までとなっている。また、補助単価の引き上げや補助要件を上げたことによる増額分及び入学料減免事業分については、2分の1の充当にとどまっている。さらに、現行制度では、専修学校高等課程は基金の対象となっていない。
- 就学援助費及び就学奨励費は、都道府県及び市町村が国庫補助金を財源の一部として、経済的理由により子どもたちの教育を受ける機会が妨げられないことがないように必要な給付を行うものであり、都道府県及び市町村の財政負担が増すことがないように、国庫補助金の所要額を確保する必要がある。
- 学校給食施設の整備に対して国の交付金制度（新增築1/2、改築1/3）があるが、学校給食衛生管理基準の改正（平成21年4月）に伴う衛生管理の徹底や食物アレルギーを持つ児童生徒への対応など、整備に必要な費用・面積が増大する中で、平成26年度から改善されたものの、基準面積・建築単価との間にはまだ大きな乖離がある。また、既存施設の改修は交付金の対象となっておらず、市町村の財政負担が大きくなっている。

( 参 考 )

◇ 私立高校等の生徒への就学支援金制度と高校生修学支援基金

